

昭和 39 年度児童 (家族) 手当制度基礎調査結果の概要

秋 本 国 男

I 調査の経緯

児童 (家族) 手当制度は、第 2 次世界大戦後、外国において急速な発展をみた社会保障制度であるが、わが国においては、いまだ実施されていない制度である。

日本にいまやただ一つ残された最後の社会保障制度ともいえるものである。しかしながら、日本において「児童手当」もしくは「家族手当」なる語が識者にとり上げられてからはすでに久しい。

昭和 22 年 10 月に厚生大臣に答申された社会保険制度調査会の社会保障制度要綱における「児童手当金」以来、Dr. William H. Wandel を団長とする米国社会保障制度調査団の報告書 *Report of the Social Security Mission*、昭和 24 年 11 月に行なわれた社会保障制度審議会の「社会保障制度確立のための覚書」における「家族手当」、その後における中央児童福祉審議会、人的能力に関する経済審議会の答申、第 39 回臨時国会、第 40 回通常国会における付帯決議等、昨年 10 月 5 日の中央児童福祉審議会児童手当部会の中間報告に至るまで、それぞれの立場からではあるが、児童手当・家族手当の検討ならびにその実施の促進の要請が行なわれている。

「昭和 39 年度 児童 (家族) 手当制度基礎調査」は、これらの世論の動向に合せて、文字どおり児童 (家族) 手当制度創設のための基礎資料収集を目的として、厚生省大臣官房企画室が調査主体となって実施した第 1 義統計の静態調査である。

児童 (家族) 手当制度創設のための資料を得る目的の調査としては、昭和 37 年度に行なわれた児童養育費調査があり、また、昭和 38 年度実施された全国家庭児童調査があるが、ともに児童局 (現在の児童家庭局) において実施されたものである。このうち、後者は、本来、児童福祉行政推進の資料を得るための調査であって、障害児童についての一部分が該当するのみであるが、すでにこの 2 種の調査が実施されており、本調査は、その意味においては第 3 回目の調査であり、その規模からいえば、これまでにおける最大のものである。

II 調査の概要

昭和 39 年度児童 (家族) 手当制度基礎調査の実施にあたっては、Sampling Survey を採用した。調査地区の選定は、昭和 35 年の国勢調査地区 446,512 地区より市・郡を層化し、その 100 分の 1 を系統的無作為抽出した「厚生統計母標本調査地区」から、さらに層別多段無作為抽出法により抽出された全国都道府県・指定都市における 320 地区を調査地区としたもので、推計比は 1,390.0 である。

調査は「家庭状況調査」および「事業所調査」の 2 つに分けて行なわれ、家庭状況調査は、世帯票、家庭票および出産状況票により、事業所調査は事業所状況票により調査を行なった。

端的にいうならば、家庭状況調査は、児童 (家族) 手当の一般手当制度検討に必要な対象児童数、受給権者数とその生活状況を把握するものであり、同時に乳児 (1 歳未満をいう。以下同じ) の母について資料を得ることにより、特別手当として外国にみられる Birth Grant または Prenatal Allowance 等を日本において採用する場合における資料を得るためのものである。さらに事業所調査は事業所における従業員の実態および家族給等の制度を知ることであって、常用雇用者 30 人以上の事業所における資料は児童とのつながりにおいて欠けるうらみはあるが、一応、他の資料があり、用が足せるので、今回は常用雇用者 30 人未満の事業所に限定して調査を実施した。

この調査の調査事項は、今後制度方法論検討にあたって要求されると想定される資料ならびに制度創設に際しての具体的な積算資料を得ることを目途に考案され、調査法が他計申告主義を採用したので、できる限り制限回答法によった。

なお、調査企画の段階で、次のような制限もしくは概念規定によって実施する必要が生じた。

1 世帯と家庭

従来の調査において、国民の生活状況を把握する場合に、調査客体の単位として用いられるのは「世帯」であ

り、統計単位は、その世帯を構成する「世帯員」である。「世帯」とは、「調査日現在、事実上の住居をともにし、かつ、事実上の家計を一つにしているものの集りか、または、調査日現在、1人で独立の家計を維持するもの、ここにいう家計とは、日常生活を営むための収支をいう。」であり、「世帯員」とは、「調査日現在、世帯に在住しているものと、本来この世帯で生活すべきもので医療施設に入院中のもの」とするのが通常である。しかし、児童手当の受給権者を考えた場合に、この受給権者は一応、対象児童の親かもしくは養育者とされる以上は、いわゆる世帯主が受給権者であるとは限らない。農村地域、特に大家族を考えるとなおさらである。そこで、これらの多数いる世帯員の中からさらに親とその未婚の子供より成る核家族をとり出して来なければならない。すなわち、世帯だけの調査では無意味なのであって、新たに核家族に対して観察する必要が生じてきた。この核家族をこの調査では「家庭」と称して調査を行なっている。

2 児童の年齢

一般手当における対象児童の年齢の最高限は、外国においてまちまちである。

一番多いのは、16歳、14歳であり、これに次いで15歳、18歳、最高はオーストリアとスペインの21歳であり、このほか、就学中の児童または廃疾児童の場合などに、この年齢の最高限を延長する国が多い。

それぞれの国がその国情によって他の制度、特に教育制度と関連を保って決定されているものであることはいうまでもない。

日本において、日本に適した独自の児童（家族）手当を考える場合には、まず就学区分と合せて考慮するのが普通であろう。

しかしながら「児童」の定義には他にもいろいろある。例えば、児童福祉法（昭和22年法律第164号）における「児童」とは、満18歳に満たないものであり、民法（明治29年法律第89号）第3条では、「満20年ヲモツテ成年トス」とし、少年法（昭和23年法律第168号）では、「成人とは、満20歳以上の者をいう」としている。

そこでこれらに合せて年齢を打切られた場合もともに勘案のうえ、今回の調査では年齢区分の最高限を大学卒業年齢の「23歳未満」とした。したがって、調査客体となった「児童のいる家庭」とは、23歳未満の未婚の者とその親（両親ともいない者は、これに代る養育者）のいる家族集団とし、集計の段階で児童の分類を「23歳未満」、「20歳未満」、「19歳未満（高校卒業年齢）」、「18歳未満」、「義務教育終了まで」、「高校在学まで」（義務教

育終了までの児童と23歳未満の高校在学者）および「大学在学まで」（義務教育終了までの児童と23歳未満の高校および大学在学者）に分けて別個に結果表を作成した。

3 児童の順位

児童の順位は、支給要件としての必要児童数との関係で欠くことのできない調査事項であるが、通常、児童の順位には次のような順位が考えられる。

第1は、出産順位である。妊娠6ヵ月以上で死産したものも含めて同じ母から産れたものの順位である。第2は、出生順位であって、死産を除いて同じ母から生きて生れたものの順位、現在は死亡しているものも含めての順位である。

第3は、生存順位である。調査日現在、生存しているものだけの順位であるが、これにも一般生存順位、性別生存順位および年齢生存順位があげられる。

一般生存順位は、同じ母から生れたもので、調査日現在、生存しているものの順位であり、性別生存順位は、調査日現在、生存しているもので、長男、長女、次男、次女、三男云々という数え方である。年齢生存順位は、ある年齢を定めて、調査日現在、その年齢以下における生存しているものの順位である。

児童（家族）手当を考えた場合、出産順位と出生順位は一応除外しても差支えないと思われる。これらは母子衛生行政の資料にはなり得てもこの場合は何の意義も有しないからである。また、性別生存順位は、いかにも日本的なものではあるが、男女に手当上の差別を設けない限り資料としてこれも不要である。

結局、観察すべき順位は、一般生存順位と年齢生存順位に限られてくる。

かつて、昭和38年の全国家庭児童調査に際し、他計申告主義により児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童、すなわち、18歳未満の児童の年齢生存順位のTest Surveyを実施したことがあるが、その結果は、児童のいる家庭数と第1子数が合致せず、家庭数より第1子数が28.2%減少して報告された。児童のいる家庭である以上、最低でも児童1人はいる家庭であるから、この家庭数と第1子数は、当然合致しなければならないものである。

これには、調査員の訪問調査の拙劣等、いろいろ理由もあろうが、大勢は被調査者の規則的無意識的誤謬の介入と察知される。

今回の調査では、児童を23歳未満としたので、23歳未満における児童の年齢生存順位を採用した。したがって、ソビエト連邦の制度のように、対象は1歳-5歳の

第4子以降の児童であるが、その順位の数え方では一般生存順位を採用している特殊な方式を日本でも考えた場合は、この資料は役立たない。なお、この調査において児童の順位だけは、他計申告主義によらず、中央集査の際に Code 処理を行なって、児童のすべての分類に従って順位を決め、結果表を作成した。

4 対象児童と受給権者との親子関係

受給権者については、対象児童との間に、嫡出子、認知された子、養子という親子関係がなければ支給しない国、もしくは親子関係がなければ条件付支給の国々があるが、これら諸外国の児童（家族）手当制度も、国民をより多く cover する制度になればなるほど、法律上の親子関係だけから離れて、扶養の関係に移行するのが一般である。

今回の調査では、親以外については、児童を監護し、その生計を維持しているものであれば養育者とその児童として核家族とみなし、児童のいる家庭として調査の客体とした。

被調査者が申告した親、もしくは養育者と、児童がいれば、家庭として差支えないのであって、親子関係の存在の確認は実施していない。したがって、(3)に述べた児童の年齢生存順位は、同じ母からの順位ではなくて、厳密にいうならば児童のいる1家庭内における生存順位であることを付記する必要がある。

5 出産費用

出産費用の調査は、前述のとおり特別手当としての Birth Grant, Prenatal Allowance 等の資料として活用するためであるが、この出産費用はいうまでもなく、正常産か異常産か、また、出産の場所によって大きく左右されるものである。この場合、異常産は、疾病であるから、その様々の態様の費用を調査したところで児童（家族）手当の資料には不要であって、ここで取上げるべきは正常産に限られる。ただ、困却したのは正常産をどう pick up するかということであったが、種々、方法を考えた結果、母子手帳の医師の記入に従って、「正常産」と記入してある乳児の母を調査客体とする方法をとった。

母子手帳に異常産か正常産か記入していないものは除外したが、その記入洩れによる除外数は、母子手帳所持者の 2.5% である。

次に出産の場所であるが、児童（家族）手当制度の目的からいって、これにこだわることなく調査することにした。ただ、出産費用の費目分類でこれらの点に配慮を加えることとした程度である。

6 統計単位としての「事業所」

事業所調査における統計単位は、「事業所」である。事業所の概念規定は、United Nations においても、事業所の主要部分を占める産業事業所について、The industrial establishment is, ideally, an economic unit which engages, under a single ownership or control, in one or predominantly one kind of industrial activity at a single location. (International Recommendations in Basic Industrial Statistics-M, No. 17) とし、日本標準産業分類における「産業」は、原則として事業所において業として行なわれる経済活動の種類を体系的に分類したものであるが、ここにおける定義は、「事業所 (Establishment) とは、物の生産またはサービスの提供が業としておこなわれている個々の物理的場所」(『日本標準産業分類』, 行政管理庁, 1957年10月)とあるので、これらを参考にこの調査では、事業所を「事業を行なうための一定の場所を有して、そこで現在、事業が行なわれているもの」とした。したがって通称会社、本社、支社、本店、支店、営業所、出張所、事務所、工業所、工場、分工場、作業所、卸売商、小売店、販売所、旅館、銀行、飲食店等、いろいろな名称で呼ばれているものであるが、これらのすべての事業所を調査の対象とした。ただ、実査に際しては常用雇用者 30 人未満の事業所を調査の客体とした。この場合の常用雇用者 30 人未満は、企業の雇用者規模であるから、本社も支社も同じ企業の工場も含めてすべての常用雇用者が 30 人以上であれば調査の客体から除外したということである。

また、総理府統計局が3年ごとに実施する指定統計第2号、「事業所統計調査規則」(昭和 29 年総理府令第 22 号)の「事業所調査」において、従来から実態把握の困難なもの、調査のためにより多くの経費を要するもの、結果の意味が重要でないと判定される等の理由によって調査から除外されていた次の事業所は、今回のこの事業所調査からも除いて調査を行なった。

- ア. 農業、林業、狩猟業、漁業、水産養殖業を専業とするもの
 - イ. 官公庁、公共企業体の事業所
 - ウ. 3 ヶ月以上休業しているか、または休業見込の事業所
 - エ. 一定の場所を有していても、施設のとりはずし、組立てが容易であるもの
 - オ. 他の事業所の中に一定の場所を有し、事業を行なっているもの
 - カ. 駐留軍や外国政府が経営管理するもの
- 7 実 査

実査は、つぎのように行なった。

(1) 実査日 昭和 39 年 9 月 1 日現在をもって実施した。

(2) 方法 都道府県・指定都市 民生主管部(局) 福祉統計主管課長(1 府 17 県 2 指定都市においては児童福祉主管課長)は、調査実施責任者たる民生主管部(局)長の命をうけ、調査員を指揮監督して実査にあたった。

ア. 家庭状況調査を担当する調査員は、あらかじめ指示された調査地区内の全世帯を実査期間中に訪問し、世帯員ならびに乳児の母に面接質問のうえ、他計申告主義により調査票を作成した。

イ. 事業所調査を担当する調査員は、あらかじめ指示された調査地区内の全事業所を訪問し、面接質問法、他計申告主義によって調査票を作成した。必要により記入を依頼した場合は、約束の日時に再度訪問して調査票を回収した。

ウ. 調査員は、記入した調査票を点検した後、必要があれば再度実査のうえ、補正・訂正を行ない、9 月 15 日までに都道府県・指定都市民生主管部(局)に提出した。

エ. 都道府県・指定都市民生主管部(局)においては、提出された調査票を審査し、10 月 10 日までに厚生省大臣官房統計調査部に到着するよう提出した。

8 用語の定義

本稿関係の主なる用語の定義は、次のとおりである。

従業上の地位……調査日現在の状況で、つぎの区分に従った。この場合、従業上の地位を二つ以上有する場合は、就業時間の長い方を記入し、就業時間で区別し難いときは収入の多い方を、時間または収入でも区別し難いときは本人の申立によった。

「農林業主」とは、各種作物の栽培、家畜、家きんの飼育、苗木の植付、森林の育成、立木の伐採、木炭、たき木の製造などをみずから営んでいるものをいう。

「非農林業主」とは、農林業主以外で事業をみずから営んでいるものをいう。

「家族従業者」とは、家族中の誰かが農林業またはその他の事業を営んでおり、その家族として給料・賃金をうけずにその事業主の営む事業に従事しているものをいう。なお、こずかい程度をうけているものは、ここに含めてある。

「公務員」とは、政府または地方公共団体に勤務する常用勤労者をいい、公社職員を含まない。

「その他の常用勤労者」とは、公務員以外のもので、他

に 1 ヶ月以上の契約で雇われて賃金・俸給などを得ているものをいう。

「日雇労働者」とは、形式の如何を問わず、他に雇われて賃金を得ているものであって、農林業にあっては 1 ヶ月未満の契約によって雇入れられるもの、非農林業にあっては、日々雇入れられるものをいう。

「その他の就業者」とは、以上のいずれにも属していないが、仕事に従事しているものをいう。

「不就業者」とは、就業していないものをいう。

出産直接費……直接、出産に要した費用をいう。

「診察料」とは、妊娠と分ってから(妊娠かどうかの診察を含む)出産までの間に、医師に支払った診察料(傷病についてのものは除く)を記入した。なお、往診の費用も含む。

「入院料」とは、病院、診療所、助産所等に支払ったこの出産のための入院料または入所料をいい、給食費、寝具費を含む。

「分娩料」とは、分娩のために要した費用で通常の分娩介助料、おろ処置料をいう。

「保健指導料」とは、妊娠と分ってから、出産までの間に助産所(婦)に支払った指導料をいう。したがって、じょく婦指導料、新生児指導料は含まない。

「付添看護料」とは、施設で出産したものは、出産のために入院(所)して、退院(所)するまでの付添看護の料金をいい、自宅で出産したものは、出産のために付添看護を依頼して支払った料金をいう。

出産間接費……出産の直接費用ではないが、この出産のために要した費用をいう。

「被服費」とは、生れる子のために準備したうぶ着、ふとん、ベビー服、おしめカバー、ベビー靴、帽子等の被服代金をいう。

「備品費」とは、この子のために準備した備品の代金、例えばベッド、たらい、乳母車等をいう。

「消耗品費」とは、脱脂綿、ガーゼ、さらし等妊娠と分ってから出産までの消耗品の代金をいう。

III 家庭状況調査結果の概要

1 児童とその家庭

この調査の結果、推計された全国の世帯数は、23,194,000 世帯、このうち 23 歳未満の未婚の者のいる世帯は、17,503,000 世帯で、全世帯の 75.5% にあたり、23 歳未満の者のいる家庭数は、18,744,000 家庭と推計される。

児童の区分ごとに、これらの家庭数、児童数をみると、

第 1 表 児童のいる家庭数、児童数および 1 家庭当たり児童数

	23 歳未満	20 歳未満	19 歳未満	18 歳未満	義務教育 終了まで	高校在学まで	大学在学まで
児童のいる家庭数	18,744,000	17,510,000	17,082,000	16,093,000	14,624,000	16,459,000	16,666,000
児 童 数 (人)	39,976,000	35,592,000	34,207,000	31,999,000	26,855,000	31,921,000	32,532,000
1 家庭当たり児童数 (人)	2.13	2.03	2.00	1.92	1.84	1.94	1.95

第 2 表 家庭の構成比、父の有無、父の従業上の地位、児童の区分別

(単位: %)

	合 計	父 の 従 業 上 の 地 位										父のいな い家庭
		計	農林業主	非農林 業主	家 族 従業者	公務員	そ の 他 の 常用勤労者	日 雇 労働者	そ の 他 の 就 業 者	不 就 業 者	不 詳	
23 歳未満	100.0	91.0	15.7	12.4	3.3	9.4	36.4	5.4	5.8	2.4	0.3	9.0
20 歳未満	100.0	92.6	15.8	12.4	3.3	9.8	37.5	5.5	5.9	2.0	0.3	7.4
19 歳未満	100.0	93.1	15.7	12.4	3.4	9.8	38.0	5.5	5.9	2.0	0.3	6.9
18 歳未満	100.0	93.6	15.5	12.5	3.4	10.0	38.4	5.6	5.9	1.8	0.3	6.4
義務教育終了まで	100.0	94.6	15.1	12.1	3.7	10.2	39.9	5.9	5.8	1.6	0.3	5.4
高校在学まで	100.0	93.7	15.3	12.5	3.4	10.1	38.8	5.5	5.8	1.8	0.3	6.3
大学在学まで	100.0	93.5	15.1	12.6	3.4	10.2	38.8	5.4	5.8	1.9	0.3	6.5

第 3 表 家庭の構成比、1 家庭あたりの児童数、児童の区分別

(単位: %)

	合 計	児童 1 人の 家 庭	児童 2 人の 家 庭	児童 3 人の 家 庭	児童 4 人の 家 庭	児童 5 人の 家 庭	児童 6 人の 家 庭
23 歳未満	100.0	31.8	36.5	21.7	7.3	1.9	0.7
20 歳未満	100.0	34.1	38.4	19.9	5.7	1.2	0.6
19 歳未満	100.0	35.1	38.8	19.2	5.4	1.0	0.5
18 歳未満	100.0	37.8	39.4	17.6	4.2	0.8	0.3
義務教育終了まで	100.0	41.1	39.3	15.6	3.2	0.6	0.3
高校在学まで	100.0	36.9	39.2	18.3	4.4	0.8	0.3
大学在学まで	100.0	36.3	39.4	18.6	4.6	0.8	0.3

第 1 表のとおりであり、1 家庭あたりの有子数では、義務教育終了までの児童で、1.84 人、19 歳未満で 2.00 人、20 歳未満で 2.03 人となっている。

これらの児童のいる家庭を、父（これに代るものを含む。以下同じ）の従業上の地位別にみると、まず、父のいない家庭、すなわち、母子家庭は義務教育未満の場合でその家庭数全体の 5.4% を占め、18 歳未満で 6.4%、19 歳未満で 6.9%、20 歳未満で 7.4%、23 歳未満で 9.0% と児童の年齢が上るに従い、その比率が増加するのは当然ではあるが、特に 23 歳未満に及んで急増するのは戦争未亡人が加わるからである。

父の従業上の地位で一番多いのは、その他の常用勤労者で、民間企業に雇用されている者であるが、どの児童の区分をみても第 2 表に示すとおり、その 3 分の 1 以上を占めており、ついで多いのは、農林業主、非農林業主、公務員の順になっている。

第 2 表の家庭数の割合をみると、義務教育終了までの児童のいる家庭から、23 歳未満の者のいる家庭に至るまで、父の有無およびその従業上の地位でみていくと、児童の年齢が上るに従いその比率の増加していくのは、

母子家庭は別として、不就業者であり、反対に減少の傾向をみるのは、家族従業者、公務員、その他の常用勤労者および日雇労働者で、児童の成長がそれぞれの家庭に及ぼしていく影響が現われている。

つぎに第 3 表によって 1 家庭あたりの児童数別に家庭の構成比をみると、義務教育終了までの児童のいる家庭では児童 1 人の家庭が一番多く、他の年齢区分の児童のいる家庭では、児童 2 人の家庭が一番多くなっている。

また、児童の年齢が増加するにつれて、児童 3 人、児童 4 人、児童 5 人、児童 6 人以上のそれぞれの家庭の構成比が増加しているが、これは当然の現象であろう。

第 4 表は、児童のいる 1 家庭あたりの児童数である。義務教育終了までの児童のいる家庭 1.84 人、23 歳未満では 2.13 人となっている。

児童数の少ない家庭は、父のいない家庭を別にすると、不就業者の家庭であり、不就業の理由と児童数との間に関係があると思われる。児童数の多い方では、農林業主であり、ついで一般的に日雇労働者の家庭に児童が多くなっている。

つぎに、児童数からその構成比を、父の有無、父の従

第4表 1家庭あたりの児童数、父の有無、父の従業上の地位別

(単位:人)

	合 計	父 の 従 業 上 の 地 位									父のいな い家庭
		計	農林業主	非農林 業 主	家 族 従業者	公務員	そ の 他 の 常用勤労者	日雇労働者	その他の 就 業 者	不就業者	
23 歳未満	2.13	2.17	2.45	2.27	2.07	2.08	2.04	2.30	2.20	1.92	1.75
20 歳未満	2.03	2.06	2.30	2.13	2.06	1.95	1.95	2.24	2.07	1.87	1.67
19 歳未満	2.00	2.03	2.28	2.08	2.07	1.92	1.92	2.22	2.04	1.81	1.66
18 歳未満	1.92	1.94	2.15	1.99	2.04	1.87	1.85	2.07	1.93	1.67	1.54
義務教育終了まで	1.84	1.86	2.08	1.87	2.00	1.76	1.75	2.04	1.87	1.72	1.50
高校在学まで	1.94	1.96	2.18	2.01	2.06	1.89	1.87	2.09	1.96	1.70	1.58
大学在学まで	1.95	1.98	2.18	2.04	2.05	1.95	1.88	2.08	1.97	1.68	1.56

第5表 児童の構成比、父の有無、父の従業上の地位、児童の区分別

(単位: %)

	合 計	父 の 従 業 上 の 地 位										父のいな い児童
		計	農林業主	非農林 業 主	家 族 従業者	公務員	そ の 他 の 常用勤労者	日 雇 労働者	その他の 就 業 者	不就業者	不 詳	
23 歳未満	100.0	92.6	18.0	13.2	3.2	9.1	34.8	5.8	6.0	2.1	0.3	7.4
20 歳未満	100.0	93.9	18.0	13.0	3.4	9.4	35.9	6.1	6.0	1.9	0.3	6.1
19 歳未満	100.0	94.3	17.9	12.9	3.5	9.4	36.4	6.1	6.0	1.8	0.3	5.7
18 歳未満	100.0	94.8	17.4	12.9	3.6	9.8	37.1	6.1	5.9	1.6	0.3	5.2
義務教育終了まで	100.0	95.6	17.1	12.3	4.1	9.7	38.1	6.6	5.9	1.5	0.3	4.4
高校在学まで	100.0	94.8	17.2	13.0	3.6	9.9	37.4	6.0	5.9	1.6	0.3	5.2
大学在学まで	100.0	94.8	16.9	13.2	3.5	10.2	37.4	5.8	5.8	1.6	0.3	5.2

第6表 児童の構成比、就学状況、児童の区分別

(単位: %)

	合 計	未就学	就学免除	小学在学	中学在学	高 校 在 学		大 学 在 学		学 卒
						全日制	定時制	1 部 (昼間)	2 部 (夜間)	
23 歳未満	100.0	24.7	0.1	25.5	16.8	11.7	1.0	2.2	0.2	17.8
20 歳未満	100.0	27.7	0.2	28.7	18.9	13.1	1.0	0.9	0.0	9.5
19 歳未満	100.0	28.9	0.2	29.9	19.6	13.5	0.9	0.3	0.0	6.7
18 歳未満	100.0	30.9	0.2	31.9	21.0	13.1	0.9	—	—	2.1
義務教育終了まで	100.0	36.8	0.2	38.0	25.0	—	—	—	—	—
高校在学まで	100.0	30.9	0.2	32.0	21.0	14.7	1.2	—	—	—
大学在学まで	100.0	30.4	0.2	31.4	20.6	14.4	0.3	2.7	0.1	—

第7表 児童の構成比、児童の順位、児童の区分別

(単位: %)

	合計	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	第6子 以降
23 歳未満	100.0	46.9	31.9	14.8	4.7	1.2	0.4
20 歳未満	100.0	49.2	32.4	13.5	3.7	0.9	0.3
19 歳未満	100.0	49.9	32.4	13.1	3.5	0.8	0.3
18 歳未満	100.0	52.2	32.5	11.9	2.8	0.6	0.2
義務教育終了まで	100.0	54.5	32.1	10.7	2.2	0.4	0.1
高校在学まで	100.0	51.6	32.5	12.3	2.9	0.6	0.2
大学在学まで	100.0	51.2	32.6	12.5	2.9	0.6	0.2

業上の地位でみると、第5表のようになる。構成比のうちで一番高いのは、その他の常用勤労者であって、ついで農林業主、非農林業主、公務員の順になっている。

この第5表の児童の構成比を、第2表の家庭の構成比と比較してみると、1家庭あたりの児童数の多少による

影響がみられる。

つぎに、これらの児童を就学状況別にみると、第6表のとおりで、このうち、小学校在学中の児童数は、各児童区分中の6年分を占めるので、それぞれ一番高い構成比を示している。

最後に児童の順位別であるが、第7表にその順位別の構成比を、第8表に推計児童数を掲げてある。これによると、第1子の構成比は、義務教育終了までの児童の場合で54.5%、18歳未満で52.2%、19歳未満で49.9%、20歳未満49.2%と、その児童数の半分となっており、23歳未満に至って46.9%となる。

したがって、親の扶養責任等の問題とからんで、支給要件たる必要児童数を2人以上とした場合は、その対象児童数は半分になってしまうということである。

第 8 表 児童数、順位、児童の区分別

(推計数、単位：人)

	総 数	第 1 子	第 2 子	第 3 子	第 4 子	第 5 子	第 6 子以降
23 歳未満	39,976,000	18,744,000	12,767,000	5,933,000	1,863,000	491,000	179,000
20 歳未満	35,592,000	17,510,000	11,534,000	4,802,000	1,316,000	320,000	110,000
19 歳未満	34,207,000	17,082,000	11,094,000	4,470,000	1,195,000	271,000	95,000
18 歳未満	31,999,000	16,693,000	10,385,000	3,814,000	881,000	178,000	49,000
義務教育終了まで	26,855,000	14,624,000	8,614,000	2,870,000	589,000	120,000	38,000
高校在学まで	31,921,000	16,459,000	10,383,000	3,928,000	915,000	185,000	51,000
大学在学まで	32,532,000	16,666,000	10,617,000	4,053,000	955,000	189,000	51,000

2 乳児の母と出産費用

この調査によって推計された調査日現在の乳児の母の数は、1,529,000 人、年齢階級別では、「25 歳-29 歳」の母が 50.2% を占めて一番多く、「30 歳-34 歳」24.7%、「20 歳-24 歳」19.8%、「35 歳-39 歳」4.4%、「20 歳未満」0.5%、「40 歳以上」0.4% となっている。

このうち、これらの母の妊娠判明時の就業状況をみると、母の 58.9% にあたる 901,000 人は働いていなかったものであり、就業していたものは 40.9%、不詳 0.2% がある。

働いていたもののうちでは、農林自営業従事者が、16.2% で、ついでその他の常用勤労者 12.1%、非農林自営業従事者 4.5%、公務員 2.9%、その他の就業者 5.2%、不詳 0.2% となっている。

妊娠判明時の就業状況の区分から、当時、公務員およびその他の常用勤労者として働いていたものの 59.4% は、その後、出産を機会に退職しているが、実際に再就職する気のないものは 29.1% で、26.1% はできたら再就職したいと思っており、4.2% はぜひ再就職したいという強い希望をもっているものである。

今回の調査では、出産費用をみるために、客体の選出は、母子手帳の「お産の記事」頁の「分娩」欄の記入に従ったが、まず、母子手帳を所持している母は、乳児の母全体の 99.5% であり、「分娩」欄に「正常」と記載のある母は、母子手帳所持者の 86.1%、「異常」は 11.4%、残りの 2.5% はこの欄無記入のものである。

出産費用は、前述の正常と記載のある母を調査客体として実査したが、その結果、正常分娩における出産費用

の平均額は、出産直接費 15,719 円、出産間接費 13,366 円、合計 29,085 円となっている。

費目別に個々の費用をみると、一番金額の高いのは、出産直接費中の入院料であって 10,112 円、ついで出産間接費中の被服費 7,015 円、備品費 6,115 円となっている（第 9 表参照）。

つぎに「いままでの出産の有無」から、その出産費用

第 9 表 正常分娩の出産費用平均、費目別（単位：円）

出 産 直 接 費							出 産 間 接 費		
診察料	入院料	分娩料	もくよく料	保健指導料	付添看護料	被服費	備品費	消耗品費	
1,949	10,112	5,128	1,615	1,263	4,356	7,015	6,115	2,488	

についてみると、初産婦の出産費用は 34,966 円、経産婦の費用はこれより 10,247 円少く、24,719 円となっており、初産婦は特に出産間接費が高い。

第 10 表 正常分娩の出産費用、いままでの出産の有無（単位：円）

	合 計	出産直接費	出産間接費
平 均	29,085	15,719	13,366
いままでに出産あり	24,719	14,548	10,171
いままでに出産なし	34,966	17,280	17,686

これを費目別にみると、全般的に経産婦の費用が低いのはうなづけるが、ただ、保健指導料のみはわずかではあるが経産婦の方が高くなっている（第 11 表参照）。

つぎに世帯業態別に出産費用をみると、総額で一番高いのは「最多収入者が常用勤労者の世帯」で 32,712 円であるが、出産間接費だけの場合は、「常用勤労者のいる兼業農業世帯」が一番高い。また、費用の一番低いのは、

第 11 表 正常分娩の出産費用、費目・いままでの出産の有無別

(単位：円)

	出 産 直 接 費						出 産 間 接 費		
	診察料	入院料	分娩料	もくよく料	保健指導料	付添看護料	被服費	備品費	消耗品費
総 数	1,949	10,112	5,128	1,615	1,263	4,356	7,015	6,115	2,488
いままでに出産あり	1,663	9,881	4,968	1,588	1,303	4,085	5,468	4,413	2,210
いままでに出産なし	2,307	10,349	5,355	1,647	1,213	4,616	9,128	7,857	2,867

第 15 表 事業所の構成比、事業内容別・1事業所あたり従業員数

	全事業所を100とした構成比(%)	1事業所あたり従業員数(人)
総 数	100.0	3.6
鉱 業	0.5	3.7
建 設 業	5.3	6.8
食料品製造業	5.4	5.2
繊維、衣服、製造業	4.7	5.8
木材、木製品、家具製造業	2.4	6.2
紙加工、印刷、同関連産業	2.0	7.2
その他（製造業）	8.8	5.3
食料品卸売業	0.9	5.2
その他（卸売業）	3.3	5.0
食料品小売業	14.6	1.9
酒、調味料小売業	2.0	2.4
飲 食 店	5.7	2.6
家具、建具、畳小売業	1.2	2.8
医薬品・化粧品小売業	1.4	2.0
書籍、文具小売業	1.2	3.0
輸送用機械器具小売業	1.0	2.9
その他（小売業）	17.8	2.5
金融、保険、不動産業	0.9	5.7
運 輸 通 信 業	1.2	5.2
電気・ガス・水道業	0.1	2.5
対個人サービス業	12.0	2.3
対事業所サービス業	0.4	7.4
修 理 業	1.7	2.7
娛 楽 業	0.3	4.8
医 療 保 健 業	2.8	3.3
その他のサービス業	1.7	3.8
不 詳	0.5	1.9

第 16 表 事業所および従業員の構成比、経営組織別

	事業所総数を100として(%)	従業員総数を100として(%)	1事業所あたり平均従業員数(人)
計	100.0	100.0	3.6
個 人	84.3	61.2	2.6
法 人	15.5	38.5	8.9
その他	0.2	0.3	6.0

第 17 表 事業所の構成比、従業員の状況別（単位：%）

総数	家族従業員のみ	常用と家族	常用雇用者のみ	常用と臨時・日雇と家族	臨時・日雇と家族	常用と臨時・日雇	臨時・日雇のみ	従業員のいない事業所
100.0	45.8	21.1	13.0	3.7	3.6	2.4	1.2	9.1

たり給与平均額をみると、23,371 円であり、経営組織別にみると法人が高く、25,565 円、個人 20,744 円と

第 18 表 常用雇用者のいる事業所の構成比、家族給・退職金・定年制度の有無（単位：%）

	経営組織	計	制度上あり	慣行上あり	なし	不詳
家族給制度	総 数	100.0	7.4	7.6	83.9	1.1
	個 人	100.0	3.1	5.2	90.3	1.4
	法 人	100.0	15.6	12.2	71.8	0.3
退職金制度	総 数	100.0	10.2	20.4	68.5	0.8
	個 人	100.0	4.1	17.5	77.3	1.1
	法 人	100.0	21.4	26.2	52.0	0.3
定 年 制 度	総 数	100.0	2.6	6.1	90.5	0.8
	個 人	100.0	0.5	7.7	90.6	1.1
	法 人	100.0	6.5	3.1	90.1	0.3

第 19 表 39 年 8 月の平均給与額、性・経営組織別（単位：円）

		総 数	個 人	法 人
平 均		23,371	20,744	25,565
男 子	25 歳未満	20,628	19,413	21,742
	25-34	31,029	30,162	31,713
	35-54	36,004	31,474	38,688
	55 歳以上	29,479	24,878	30,712
女 子	25 歳未満	14,401	13,701	15,380
	25-34	16,735	16,345	17,106
	35-54	15,913	14,382	17,275
	55 歳以上	14,253	11,335	17,257

なっている。性別では男子雇用者の方が女子より高く、法人の男子「35 歳-54 歳」が最高で 38,688 円となっている。これらのうちに含まれている家族給の平均額は、個人の事業所 603 円、法人 614 円、平均 610 円であるが、児童に対する家族給のみでは、個人 487 円、法人 575 円、平均 543 円となっており、家族給の対象人員総数は 1,540,000 人、この 39.4% は配偶者、57.2% は児童、その他 3.4% という数字になっている。

以上、昭和 39 年度児童（家族）手当制度基礎調査の結果について述べてきたが、概要と称しても、なお本稿では十分その意をつくし得ないうらみがある。

その細部については、『昭和 39 年度 児童（家族）手当制度基礎調査結果報告書』と題する印刷物がすでに厚生省大臣官房企画室から刊行されている。

（厚生省大臣官房企画室長補佐）